

第五回参議院労働委員会會議錄第七号

昭和二十四年四月二十六日(火曜日)午前十時三十四分開会

本日の會議に付した事件

○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○失業保険法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○職業安定法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○緊急失業対策法案(内閣送付)

○委員長(山田節男君) 只今より労働委員会を開会いたします。昨日に引き

続きまして失業保険法の一部を改正する法律案、職業安定法の一部を改正する法律案、緊急失業対策法案及び昨二十五日労働委員会に予備付託となりました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、併せて御審議をお願いいたします。ちよつと速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(山田節男君) 速記を始め

て……。

○門屋盛一君 私は昨日の労働大臣の御答弁を伺つて、この失業対策といふことは労働大臣を責めても完全な答えは出ないというふうに思つておつたのですが、只今難談中の労働大臣の御決心を聞いて非常に力強く思うのであります。同時にそこまでにお考えになつておつて、無論私は関係方面のことは、出していいか悪いかわからないが、関係方面で失業者が出たときでいいと言ふことは一應領けるのであります

が、これはアメリカ式にすべてのことが、計数の整理が付いており、それから緻密な計画が立つておれば、失業者は出たとき、出たときで処理が付いて行く。併し残念ながら、私の思い違ひであれば結構ですが、今労働省なり、経済安定本部の方に、凡そこの失業者の出て来るところの、時間的はどういうふうに出るのか、時間的にどういふふうに出るのか、一方においては失業者の出て来る状態と、それからその出て来た失業者を経済九原則の線に背かないように、基本産業がプラスになるように、その失業者が出たらどこへどういうふうに出るのか、本當に、本當に納得し得るような計画があれば、今日でなくていいが極めて詳細なる数字を挙げて御説明願ひたいと思ふ。ただこれは政治的の、意氣以て仕なりというふうなところでは我々は安心できない。これは御留意ありますか。

○國務大臣(鈴木正文君) その基礎は、すでに労働省では今申しました直接的な失業対策を公共事業としてやつておつたときからやつておりましたし、又持つておりますし、又これから失業問題を前に控えて調査もデータも取揃えております。併し御説のように尙不足のところは急速に今の法律ができてこの裏付けとなる具体的、門屋さんの昨日から繰返しておられる具体的計画といふことは御尤もでありますから、できるだけ早い機会に我々の考えておるところの、我々の持つて

おるところの材料を總合いたしましたし、そして説明できるように運びにいたしました。

○門屋盛一君 今の御答弁でもちよつと感違ひがあるようですが、私はこの失業対策は緊急失業対策という名前では出ておるけれども、ここ五ヶ年くらいはずと恒久的の失業対策を立てておかなければいけない、こう思うのです。そうしてこの法律の裏付けです。この法律は先程からの説明による適用範囲が狭い。この法律だけにやらす、本當の失業者がどれだけ出るかという点になると、私は余程安本その他の関係各官と、商工省関係なんかと緊密な連絡、連絡程度では完全な調査はできないのですが、私の考えでは、あなたはそれの完全な調査ができていると言われている。ところが不完全だろつと思ふ。なぜならば、今回のこの失業対策の問題で行政整理の方は思つたよりも時間的に遅く来るから、これについては対策は立て易い。ところがこの九原則関係で行くところの企業の合理化は非常にこの時期が早められるわけだ。レイトは決まつたし、金詰りと両方で予想以上に早くなつて来る。失業者の出る方が早い。それに對する本當の調査といふことになる。商工省あたりが大体商工業の事態を握つておるから、そこからでないで本當のことが分りにくい。それを今までどういふふうな御調査をなさつたかわらんが、恐らく完全な調査ができな

ても行うのが労働省ではなく民間企業が主になるし、それから國の公共事業の方は安本が握つておるという状態で安心できない。私が昨日から伺つておることは、この失業対策は労働大臣にもう少し力を持たせるように……十分持つておるとおしやるけれども、どうも持つておるようには思われませんが、これでは労働大臣が指示したら一つの事業を興さなければならぬといふことにはならない。労働大臣はこれだけの失業者が出て失業対策が必要であるといふことは、安本を通じて安本にやらして事業を興すようになつておる。私の希望するところは、これだけの失業者が出るから、いつ頃までにこれだけの事業を興せといふことを命令し得るようになり強力に持つて行かなければならぬと思つておる。本當にお持ちになつておるといふのですから結構です。か

たいと思ふのであります。

○委員長(山田節男君) 鈴木労働大臣にちよつと伺いますが、委員会として公聴会その他の準備の都合もあるわけですが、労働組合法改正案、労働関係調整法の改正案が本國会中に出るのか、出るとすればいつ頃出るのか、その点委員会の方にお示し願ひたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木正文君) 今委員長から労働組合法と労働法の改正案はこの國会に出るか、いつ出るかという御質問であります。現在の状態を御報告申し上げます。最後の法案は数日前

に關係方面から示され、それは昨日閣議決定となりました。直ぐそのまゝG・Sの方に最後のOKを取るように出してあります。法案の性質上事前に十分の打合せをして置きましたから、その時間を費さずG・SのOKが取られるものと見通してあります。従つてここの一兩日中に、今日はお出しな

思ひますが、まあ二、三日中に國会に提案して皆様に御審議を頂くというふうな運びになると、さう思つております。

○門屋盛一君 今の資料の要求をもう一回具体的に申し上げます。今回レイトが決まつて金詰りが出て来る、さうした緊急に出て来る失業者の問題が一つ、それから恒久に出て来る失業者のことは、昨日から私が言つておるやうに過剰人口によつて出て来る、これは失業者として見ることはどうかと思ふが、これは失業者対策の点から見なければならぬ恒久的なものとして分け

て、それが時間的にどういふ失業者が出て来るか失業者の業種別、地域別、失業者の出る方が一つ、それから失業者を吸収し得る事業に對しても時間的にこの事業をやるといふやうな、この時間的と業種別と地域別とその事業量、それだけを一つお示しを願ひたい。

生方面から来るものの失業率をお伺いしたいのです。

○政府委員(齋藤邦吉君) 門屋委員のお尋ねの資料につきましては至急に調査いたしました。能う限りの範囲で、お尋ねのものを提出したいと思っております。併し御承知のように行政整理或いは企業整備等につきましても、具体的にはどの地域にということも極めて困難な問題だと、かように考えております。國鉄の行政整理の際に、東京の方で首を切られるか、或いは函館の方で首を切られるか、その辺がなかなか予想が付き難い、又方針が決まっておらず、併しながら実問題として、できる範囲のことを研究いたしました。提出したいと思っております。次に、学生、生徒からの失業者はどのくらい出るだろうか、聞よりお尋ねでございますが、学生につきましても、本年度の新規学校卒業生の中でどの程度失業者が出るか、これは極めて困難な問題であります。現在のとおり安定所において、現在と異なる求職者の中から、就職困難に陥ると予想されるのが十万人と今算定いたしました。これは安定所の調査に基づきまして、恐らく未就職に終るのではないだろうかという予想の下に計算されております。約十万人であります。それから聞かれました失業率の問題ですが、これも亦実はお尋ねであります。極めて困難な問題でございます。先ず第一に聞かれましたが、どの程度あるだろうか、これも亦極めて困難であります。私共は聞かれました言葉ではなくて、潜在失業者の顕在化という問題から研究いたしておるよ

うな次第でございます。即ち顕在でございまして、或る程度の何かの仕事はしているけれども、もつとよりよき健全な職業に就きたい、こういうものの数、これが一昨年の國勢調査によりまして約三百九十九万、約四百万人の潜在失業者があつたのであります。これは失業者というのではなくして、部分就業者という概念で把握しております。この部分就業者四百四十万のうち農林業その他の方面に、潜在しておりますものが約二百四十万と見込んでおりますので、その二百四十万のうち本年度の経済九原則の強行等によりまして、或る程度の失業者が出る、それを大体二百四十万の二〇%乃至二五%と計算いたしますれば、二十万乃至四十万程度の失業者が出るのではないだろうか、かように考へておる次第であります。この潜在失業者が全部聞かされた概念では勿論ありません。私共の聞かされた定義はつきりもいたしませんし、又聞かされたものがありまして、これは本當に聞かされた問題でありまして、私共といたしましては潜在失業者の顕在化という概念で考えますときには、二十万乃至四十万程度のものが出るのではないだろうか、こういうふうな考へておる次第であります。

○水橋藤作君 大体において二十万乃至四十万という倍違ひですが、もう少し何かの方法によつて的確に、税金の方面とか或いは営業方面とかの方面から調べて、もう少し失業者をはつきり把握する必要があると思ひ、又労働省はそういう方面に重点を置かなければならぬ。そして重点を置いて失業対策を立てるべきだと思ひ、であります。この二十万乃至四十万とい

うと、二十万乃至二十五万というのなから分りますが、二十万乃至四十万という、我々が見るならばいい加減の数字のように感じるものであります。一つもう少し的確にお示し願ひたい。

○門屋盛一君 今の機構では完全な調査ができない。

○水橋藤作君 失業対策としては、要するに労働省の仕事であつて、よしんば労働省でできないとするならば経済安定本部に行つて探して來ても、それはやらなければならぬ性質のものではないかと考へておる次第です。

○政府委員(齋藤邦吉君) 潜在失業者の顕在化の問題につきましては、二十万乃至四十万と考へておるは、御承知のように潜在失業者の顕在化という問題は、経済情勢の急激な変動によつて動いて参る数字でありまして、私共といたしましては現在の段階においてこれ以上の数字が出るものとも考へていないのであります。御承知のように現在の失業者がどのくらい出るかという問題につきましては、実は極めて困難な問題でございます。御承知のように内閣統計局でレーバー・フォースのサーベイをいたしておるものであります。これによりまして、毎月地区別に失業者が減つて行くという統計も出ておる。失業者の減少は、現在と異なる情勢でございまして、私共といたしましては、安定所の窓口等に現れて参つております雇用の趨勢を一應頭に入れて、そして経済九原則その他の強行によりまして、相当深刻になるという考へを頭に入れて、又過去の統計の動き等を頭に入れて一應二十万乃至

四十万というふうにしたのでございまして、その点は倍違ひとおつしやられましても、これは或る程度止むを得ないのではないかと考へておるものでございまして。

○水橋藤作君 失業保険法の法律案が改正されるわけですが、失業保険料を申告制に改められるのですが、これは事業の簡素化から考へると誠に結構だと思ひますが、徴収目的の一〇〇%得られるかどうかという点について疑念を持つておるのですが、その見解を一つお伺ひしたい。

○政府委員(齋藤邦吉君) 私からお答え申し上げます。申告納入制度を採用いたしましたのは、御承知のように所得税の申告納入、所得税の徴収につきましても現在のところそういう制度になつております。そして又この保険料のような、或る意味から申しますと税金の性質を有しますものにつきましては、納めまます事業主の自主性に俟つた方がよりよいのではないか、所得税につきましましては、すでにこゝろ二年事業主の方々がなされておられることと考へますので、保険料の税金の性質といふことも十分御承知願つております。申告納入をやつて行つた方が事業主の自主性を高める意味から申しまして結構なことではないかと、こゝろ考へたのであります。而も保険料につきましては、労働者から御承知の千分の十一、今回におきましては千分の十と下げることになりました。保険料を賃金から差し引いておるわけでありまして、事業主がすでに労働者から或る程度半分差引いておられて、それは自分の負担も附加して納めるのは當然であるといふことも十分

御承知願つておりますので、大体におきましていい成績を収めるのではないかと、こゝろ考へておる次第です。私共といたしましては、併し法が改正されました場合に、法の趣旨の徹底につきましまして一段と努力いたしまして、この制度が所得税の徴収と同じようによい結果が上りますように努力いたしたい。かように存じている次第であります。

○水橋藤作君 申告税は、一つの團體組織、組合とか或いは相当大きな企業体においては、今の説明は私は全然違つた意見を持つておるが、一應そういう見通しを付けられるにしても、日僱労働者に対しては、保険料はどういう方法で徴収されるか。

○委員(山田節男君) 逐條説明がありましてから逐條質疑に移りますから、そのときに御質問になつて、時間がございますから、昨日の委員会でもまだ落し残された失業保険法の一部を改正する法律案に関する逐條説明が済んでおりますが、昨日付託された労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、これにつきましまして大臣から提案の理由を説明したい、時間の関係がございまして、大臣からそういう御要求がございまして、差支えございませんか。

○原虎一君 十二時十五分過ぎておるのです。

○委員(山田節男君) 提案の理由だけ一つ……。

○委員(山田節男君) それじや労働大臣。

○國務大臣(鈴木正文君) 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の

提案理由について御説明を申し上げます。

労働者災害補償保険法は、労働基準法の裏付として昭和二十二年九月一日から施行されて以来、業務災害を蒙つた労働者に対して迅速且つ公正な災害補償を行い、被災労働者の基本的な権利を擁護すると共に、他面事業主の経済的負担の分散軽減を図り、以て産業安定のために所期以上の成績を収めて参つたのであります。今回この労働者災害補償保険法の運営を一層容易ならしめ、本法の主眼とする迅速且つ公正な災害補償を積極的に行うために、次の諸点についてこの法律の一部を改正する必要がありますと考えられるのであります。

先ず第一の点は、適用事業の範囲を拡張することであり、即ち、従来船舶による旅客又は貨物の運送の事業は任意適用事業でありましたが、業務災害の危険率が相当に高いので、これらの事業のうち船員法の適用から除外されているものを強制適用事業に含めたのであります。第二の点は、保険料算定の基礎となる賃金総額というものをはつきりさせたことであり、即ち賃金総額については、従来のように除外例を認めないで、名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支拂うすべてのものを賃金総額に含むというにいたしましたのであります。第三の点は、保険料報告の義務を法律に規定したことであり、第四の点は、政府が保険料の額を認定して徴収することができる規定を設けたのであります。即ち従来多数の保険加入者の中には、概算保険料の額又は確定保険料の額を所定期限までに報告

して来なかつたり、或いは事実と相違した保険料の額を報告して来る者があつて、そのために本法の運営上支障を来しておりましたので、今回政府が職権で保険料の額を認定し、徴収することができるよういたしましたのであります。併しその反面、政府の認定決定に不服のある者を救済する必要があるもので、その救済規定を設けることとしたのであります。第五の点は、保険料追徴の場合に、その的確を期するための納期限に関する規定を設けたことであり、第六の点は、政府が保険料の額を認定した場合に、その徴収すべき保険料に対して追徴金を賦課することであり、即ち保険加入者がなすべき報告をしなかつたり、虚偽の報告をした場合には、政府が認定して徴収すべき保険料の額の百分の十に相当する額を追徴金として徴収することにしたのであります。第七の点は、延滞金及び罰金を引上げたことであり、従来延滞金は百円につき一日四銭の割合でありましたが、これは極めて低率であり、百円につき一日二十銭に引上げたのであります。又所定の義務を履行しない保険加入者やその他の保険関係者に課せられている罰金も極めて低額であり、その罰金の額を五倍又は六倍に引上げて適用することとしたのであります。尚、官吏の業務上の秘密漏洩に関する罰則については、國家公務員法に規定されておりますから、これを削除いたしましたのであります。その他條文中不必要な字句は削除いたしました。以上の諸点がこの改正法律案の提出理由であります。

何とぞ御審議の上可決されるようにお願いいたします。

○委員長(山田節男君) お諮りいたします。職業安定局長の失業保険法の一部改正法案に対する逐條説明が十分くらいで終るといふのですが、もう十分程御辛抱願えますか。

○門屋盛一君 午後は続行しないので、すか。

○委員長(山田節男君) もう一つ後にやりたかつたのですが、実は衆議院の方では、今日、今出された三法案が大体終るやうです。参議院は参議院としての審査が又ありますが、政府当局としては、成るべく早く一つこれを御審議願いたい、こういう希望を申出ておられますので……。

○門屋盛一君 労働省の方で急ぐというのとはよく分るのであります。この三つの法案に關係して、労働大臣に対する質問が今やつと終りかけておるが、どうしてもこれは安定本部長官と大蔵大臣、商工大臣の出席を求めないとはつきりしないのです。これは今労働省からいろいろ御説明になつておること、これは誠に遺憾なものであります。これは安心できないですから、これは安心できずして法案を通過せよというならば、議員を辞めるよりしようがない。(笑聲)これは法案の通過も通過だけでも、閣僚大臣の出席を強く要求して下さい。

○委員長(山田節男君) 今閣議が……。

○門屋盛一君 労働大臣がここに來ているのだから、閣議がある筈がないじやないか。

○村屋重雄君 僅かなら続行してもいいですね。

○原虎一君 別に強いて反対しません

が、十二時二十分なのです。我々はこの委員会もありますけれども、会派のいろいろな会合を直ぐやることになつておるのです。今後は委員会は大体十二時過ぎても十五分くらいで打切るといふ方針でやつて貰わなければ困ると思うのです。速記の方も晝飯を食べていないでしよう。二十分でこれからやれば一時というところになつてしまふ。そういうことは打切られたいと思う。だらうやればきりがいい。政府の都合都合と言つては、一時になつたり、一時半になつたりするから……長くなつて十二時過ぎても、十五分過ぎになつたらやらん、こういうふうな御決定を願いたい、我々会派の会合もできなくなる。

○委員長(山田節男君) どうでしよう。二十九日以降自然休会になるということも決まつたやうであります。御勉強願つて午前、午後本会議に接触しない日は……。

○門屋盛一君 それは決まつちやいませんよ。本会議をやらないというの……やることにならうと言ふのです、決まりやせん。

○委員長(山田節男君) どうしましやう。今日午後御勉強願えませんか。

○門屋盛一君 私はやるつもりで來ておるのだけれども、政府が來ないのだ。

○原虎一君 午後は一時半からやることに異議なし。

○委員長(山田節男君) 政府はできませんか。

○國務大臣(鈴木正文君) できます。

○委員長(山田節男君) それでは時間半でよろしうございますか……。

○委員長(山田節男君) これより午前中に引続いて労働委員会を再開いたします。先ず、失業保険法の一部を改正する法律案につきまして、齋藤政府委員より逐條説明をして頂くことといたします。

○門屋盛一君 その議事の扱い方ですけれども、これはどれくらい時間がかりますか。

○委員長(山田節男君) 十五分くらい。それでお断りいたしますが、青木安本長官は、衆議院の本会議で緊急質問が出て答弁中でありまして、それが済めばこちらへ來られるやうですから、御了承願います。

○政府委員(齋藤邦吉君) 私から失業保険法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。甚だ恐縮でございますが、お手許にお配りいたしております失業保険法改正要綱を中心として、必要な條文を逐いながら簡単に御説明を申し上げます。

先ず、失業保険法の最初の改正の問題は、保険料算定の基礎となる賃金の範囲の変更及び賃金の最高制限額の撤廃の問題でございます。

先ず、保険料の額は事業主が労働者の対償として労働者に支拂うすべての賃金に基いて行つて保険料算定の基礎となります。賃金につきましては、従来は臨時給與を除いておつたのでありますけれども、今回は臨時給與をも保険料算定の基礎となる賃金に加えること

といいたのでございます。それは改正法律の第四條でございます。改正法律の最初の條文でございますが、「第四條第一項但書中「臨時に支拂われたもの、三箇月を超える期間ごとに支拂われるもの及び」を削る。」とあります。即ち臨時給與、越年資金、或いは三ヶ月を超える期間ごとに支拂われる即ち賞與等も保険料算定の基礎となるものの賃金に加えるということにいたしましたのでございます。但し第五條におきまして、保険料の算定の基礎となる賃金には臨時給與を加えますが、失業保険金の額を算定する場合には臨時給與はこれを除いて計算することとしたのでございます。これが第五條の改正でございます。即ち保険料の徴収に当りましては、その事柄の性質が税金的性質でもありますので、又事務の簡捷を図るという意味から申しまして、保険料の算定の基礎となる賃金には臨時給與を加えるけれども、失業保険の方には、これを加えないというようにいたしました次第でございます。尚、保険料及び失業保険金算定の基礎となる賃金の最高制限額を撤廃することとしたのでございます。これは事務的内容の問題でございますが、次に、適用範囲の拡張の問題でございます。従来の失業保険の方におきましては、これは第六條の規定でございますが、適用事業を列記しておつたのでございますが、今回はそれを逆に書きまして、例外、適用されない事業を列挙することとしたのでございます。即ち適用されない事業と申しますものは、第六條、一のイ、ロ、ハ、ニ、ホとありますように、農業関係、牧畜関係、水産の関係、それから教育、研

究、調査の事業、それから保健衛生の事業、社会事業等の事業は失業保険の適用除外ということにいたしましたのでございます。その結果として新たに適用範囲を拡張されました、適用されることになりましたものは大きなものは三つあるのでございます。一つは土木建築の事業でございます。二番目の事業は、映画の製作、映寫、演劇の事業が二番目に適用範囲が拡張されたわけでございます。それから三番目に旅館、料理店、飲食店、その他接客の事業、これが新たに三つ加わつたわけでございます。即ち除外されたものは、農林、水産という原始産業の面、教育調査、保健衛生、社会事業等が除かれることになつたのでございまして、この適用範囲の拡張によりまして、被保険者は約五十万人、この失業保険の恩恵に浴することと相成つたのでござい

ます。次に、大きな改正は、保険給付の内容の改善の問題でございます。これは保険法第十七條の規定でございます。即ち「失業保険金の日額は、被保険者の賃金日額に百分の六十を乗じて得た額を基準とし、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める失業保険金額表における被保険者の賃金日額の属する賃金等級に應じて定められた金額とする。但し、三百円を超えてはならない。」と規定いたしましたのでございます。従来の規定を申しますと、現行法におきましては、失業保険給付率を百分の六十に置いておりますけれども、賃金の高いものについては百分の四十まで通減せしむる方法を取り、賃金の安いものにつきましては百分の八十まで通増せしめるといふ方式を取つたのであります。即ち基準を百分の六十に置きまして、百分の八十から百分の四十に通増、通減の方式を取りまして計算をいたして参つたのでござい

ますが、実際の支給を平均して考え見ますと、五四・三％の比率になるわけでございます。そこで今回將來の企業整備等により失業者の救済を頭に入れて考えますときに、これだけの給付を以てしましては十分の保護ができないということが考えられますので、今回一律に百分の六十に高めることにいたしましたのでございます。大体これによりまして、六千三百円ベースを基準として計算いたしますと、大体において手取賃金の七二・三％ということになるわけでございまして、これによりまして、一應失業労働者の最低生活を保障いたしたいと考えている次第でございます。この失業保険金の給付の改善につきましましては、この平均百分の六十から一律百分の六十にすると同時に、一つ新たなところの改正を加えましたのが、失業保険金額のスライド方式の改善の問題でございます。これは第十七條の三の規定でございます。スライド方式の採用につきましましては、現行法におきましても、或る程度方式を用いてはいるのであります。が、そのやり方につきましましては、多少時期的に遅れたようなやり方でありまして、その実効を収めることが極めて困難な情勢にありましたので、今回これをできるだけ速かにスライドせしめ、そのスライドの効果に失業労働者が直ちに受けるようにいたしました次第でございます。その十七條三の第二項によりまして、即ち勤労統計におきまする工場労働者の平均給與額が百分の百

二十を超え、又は百分の百八十を下るに至つたと認めるときには、失業保険金額表を改正して平均給與額の上昇低下の比率に應じて、賃金日額、失業保険金の日額を改正いたしますと、この二項の規定によりまして、改正前に離職しておつた者もこのスライドによりまして、上つた給與率の……給與額の上昇の比率に應じて失業保険金の日額を上つたものとして受取ることができ、即ち現在離職前一万円の俸給を取つてやめたという者は百分の六十でございまして、六千円貰うわけでございまして、ところがこの勤労統計によりまして平均給與額が仮りに二〇％上るといふと、一萬二千円貰つておつた者として、その百分の六十という失業保険金を貰い得るといたしたのでございまして。即ち物價の変動に應じて失業労働者の実質的な生活保護、実質的な失業保険金額の改善を考えたのでございまして、この点は今回の改正の極めて重要な部分をなすものと考えている次第でございます。次に、保険料率の引下げの問題でございます。法律第三十條第一項でござい

し、今回保険料の滞納につきましては、適用区域外の遠隔の地に、例えば鉱山とか、水力発電の大きな工事があるというような場合におきましては、そういう適用区域外の地域に住んでおられます、而も適用区域外の事業に従事する場合におきまして、これも強制被保険者として保護することが必要であると考えましたので、第三号におきましてそれを定めておるような次第でございます。併し日雇労働の原則といたしまして、安定期の所在地といふものを一應原則といたしておる次第でございます。これが三十八條の三でございます。向この日雇労働につきましては、即ち事業に雇用されるという者でありますので、各家庭に入りましますときには、当然この恩恵は受けたいというところになります。それから三十八條の二に、「日雇労働される者」、「一月以内に三十日以内の期間を定めて雇用される者」、これが日雇労働の定義でございますが、向臨時出稼のような労働に従事する者につきましては、第十條の規定によりまして、即ち「季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用される者又は季節的に雇用される者」、即ち出稼とか、そういったような業務に従事する者は、日雇労働者の恩恵は受けたいということに相成つておる次第でございます。次に、受給資格及び受給要件でございますが、受給要件は、失業の日の属する月の前二箇月に、通算して三十二日分以上の保険料を納付するということが受給要件でございます。これは三十八條の六に規定されております。即ち例を引いて申しますと、本年の一月と二月の二箇月間において三十二日分以上働いて保険

料を納めたという者は、三月になりまして仕事がないときに、初めて失業保険の恩恵を受けるということでありませう。即ち失業の前二箇月において三十二日分以上でありまして、一月、二月のおの／＼の月には勿論のこと、一月に働きました場合は勿論のこと、一月に二十日働き二月に十二日働いた場合も恩恵を受けます。又一月に十二日働いて二月に二十日働いた場合でもこの受給要件が付く。要するに、二箇月間において三十二日分以上の保険料を納付する、その場合に初めてこの失業保険の受給要件が充たされるのでございませう。この失業保険の受給要件が付いた者にどういふふうに支給するかと申しますと、それは三十八條の九でございます。その前に失業保険の受給要件の問題を申し上げますと、安定期に出頭いたしまして失業の認定を受ける、こういう原則でございます。向、支給するに当りましての待期間の問題でございますが、一般の保険でありますので、一週間の待期間を設けることになつておるのでありますけれども、日雇につきましては、通算して七日、継続して五日の待期間を設けることといたしておる次第でございます。この分は第三十八條の九の第三項に規定せられておるわけでございませう。三項を読みますと、「失業保険金は、公共職業安定所において、失業の認定を行つた日について、その日分を支給する。失業保険金は、日雇労働被保険者が失業した日の属する月における失業の日数が、通算して七日又は継続して五日に満たない間は、これを支給しない。」即ち一月、二月働きました、支給要件が、資

格が付きまして、三月になりまして、安定期に継続五日行つて見たけれども仕事になつたというときに初めて発動して、一日分の失業保険金を受取つて帰る。それから通算して七日、即ち今日は失業して明日は仕事があつた。それから又次の日に失業したという場合には、通算の場合には七日の待期間、それを過ぎてから然る後に失業保険金を支給する、こういうことにいたしておるのでございませう。それから失業保険金の支給の問題でございますが、今申し上げましたように三十八條の九の規定でございますが、その日／＼の失業保険金を支給することが三十八條の九の第三項にあるわけでございませう。どの程度の日数の失業保険金を支給するかと申しますと、失業保険金は被保険者手帳に貼付いたした失業保険印紙の枚数に應じまして、一月間に十日から十七日分を限度として支給することといたしておるのでございませう。即ち三十二日分、三十二日働きました、三十二日分の失業保険印紙を貼付いたしますと、その月に十三日分は必ず支給することといたしております。向、稼働奨励の意味におきまして、それに三十二日分を超える四日分ごとに一日の保険金を支給することといたしまして、それを最長十七日まで延長し得ることといたしておるのでございませう。それが三十八條九の一項の規定でございます。

それから次に、失業保険金額の問題でございますが、失業保険制度を考えたときに保険金額をどうするかというところが、非常に大きな問題として十分研究をいたしたのでございませうが、今回は定額制を採用することとい

たしたのでございませう。賃金日額が百六十円以上の労働者については百四十円、百六十円未満のものについては九十円の定額を支給することといたしたのでございませう。それが三十八條の八でございます。第三十八條の八「失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。」といったのでございませう。第一級と申しますのが日額百六十円以上のもの、第二級の九十円というのは百六十円未満のものでございませう。それから次に保険料額の問題でございますが、これも定額制を取つたのでございませう。第三十八條の十一

第一項「保険料額は、一日につき第一級六円、第二級五円とし、日雇労働被保険者に支拂われた賃金の日額が百六十円以上の場合は、第一級、百六十円未満の場合は、第二級とする。」、「日雇労働被保険者の負担すべき保険料額は、第一級については三円、第二級については二円とし、事業主の負担すべき保険料額は、第一級及び第二級につき各々三円とする。」即ち第一級の高い賃金のものにつきましては、事業主、労働者三円、それから第二級の百六十円未満のときには事業主が保険料として三円、労働者は二円、こういうことといたしたのでございませう。普通保険料額は労働者等負担が原則であるのでございませうが、日雇労働者につきましては、その特殊性もありまして、又事業主の側から申しますれば賃金が高い、低いということよりも、むしろ頭数という問題もありますので、事業主の負担は第一級、第二級とも同額として、労働者のみについて、第二級について二円と保険料を定めておるような次第であるのでございませう。保険料額

し、今回保険料の滞納につきましては、一定の追徴金を課し得ることとした次第でございます。これは申告納入制度を採用することに並行しての新らしい制度でございます。この点は事務的な改正でございますが、次に日雇労働者に対する失業保険制度を創設するという大きな問題があるものでございませう。これが第五章以下日雇労働被保険者に関する特例という第三十八條の二から第三十八條の十五に及ぶ一章を設けて、日雇労働被保険者の制度を設けることといたしたのでございませう。以下これにつきまして簡単に御説明を申し上げます。

先ず第一に、日雇労働保険の被保険者の範囲の問題でございますが、これは三十八條の三の規定でございます。即ち三十八條の三の第一項の一にありましますように、安定期の所在する市町村又はこれに隣接する市町村に居住して、そして第六條の事業主に雇用される者を強制被保険者としたのでございませう。保険制度を採用いたしました際には、最後に保険給付を貰いまするときには、安定期に参りまして、失業の認定を受けるということが原則でございます。原則として日雇失業保険の被保険者は、安定期所在地又はこれに隣接する市町村に居住する者といふのであります。併しこれだけでは不十分でありますので、二号、三号にそれを追加いたしております。即ち適用区域外に居住しておる者も、適用区域内にある事業主の事業所に雇用される者、即ち適用区域外の地域から通勤して来れるような者は当然被保険者にすべきであるというので、それを適用いたしておるのでございませう。

料を納めたという者は、三月になりまして仕事がないときに、初めて失業保険の恩恵を受けるということでありませう。即ち失業の前二箇月において三十二日分以上でありまして、一月、二月のおの／＼の月には勿論のこと、一月に働きました場合は勿論のこと、一月に二十日働き二月に十二日働いた場合も恩恵を受けます。又一月に十二日働いて二月に二十日働いた場合でもこの受給要件が付く。要するに、二箇月間において三十二日分以上の保険料を納付する、その場合に初めてこの失業保険の受給要件が充たされるのでございませう。この失業保険の受給要件が付いた者にどういふふうに支給するかと申しますと、それは三十八條の九でございます。その前に失業保険の受給要件の問題を申し上げますと、安定期に出頭いたしまして失業の認定を受ける、こういう原則でございます。向、支給するに当りましての待期間の問題でございますが、一般の保険でありますので、一週間の待期間を設けることになつておるのでありますけれども、日雇につきましては、通算して七日、継続して五日の待期間を設けることといたしておる次第でございます。この分は第三十八條の九の第三項に規定せられておるわけでございませう。三項を読みますと、「失業保険金は、公共職業安定所において、失業の認定を行つた日について、その日分を支給する。失業保険金は、日雇労働被保険者が失業した日の属する月における失業の日数が、通算して七日又は継続して五日に満たない間は、これを支給しない。」即ち一月、二月働きました、支給要件が、資

格が付きまして、三月になりまして、安定期に継続五日行つて見たけれども仕事になつたというときに初めて発動して、一日分の失業保険金を受取つて帰る。それから通算して七日、即ち今日は失業して明日は仕事があつた。それから又次の日に失業したという場合には、通算の場合には七日の待期間、それを過ぎてから然る後に失業保険金を支給する、こういうことにいたしておるのでございませう。それから失業保険金の支給の問題でございますが、今申し上げましたように三十八條の九の規定でございますが、その日／＼の失業保険金を支給することが三十八條の九の第三項にあるわけでございませう。どの程度の日数の失業保険金を支給するかと申しますと、失業保険金は被保険者手帳に貼付いたした失業保険印紙の枚数に應じまして、一月間に十日から十七日分を限度として支給することといたしておるのでございませう。即ち三十二日分、三十二日働きました、三十二日分の失業保険印紙を貼付いたしますと、その月に十三日分は必ず支給することといたしております。向、稼働奨励の意味におきまして、それに三十二日分を超える四日分ごとに一日の保険金を支給することといたしまして、それを最長十七日まで延長し得ることといたしておるのでございませう。それが三十八條九の一項の規定でございます。

それから次に、失業保険金額の問題でございますが、失業保険制度を考えたときに保険金額をどうするかというところが、非常に大きな問題として十分研究をいたしたのでございませうが、今回は定額制を採用することとい

次は、大体簡単な問題でございまして、一般の被保険者と日雇労働被保険者との調整の問題でございまして、こ

れは第三十八條の五の第二項に定められておるような次第でございます。尙、十といまして、失業保険審査官

の職権審査を廃止することとしたしております。第四十一條の規定でございます。第四十一條第二項を削除しております。第四十一條第二項を削除しております。尙失業保険委員会を今回中央職業安定委員会へ統合することとしたのでございます。これが三十九條でございます。即

ち失業保険事業につきまして、重要事項は予め労働大臣が失業保険委員会に諮問することになつておるのでございますが、失業保険制度は御承知のような失業対策全般の一環として運営せられておりますので、この際中央職業安定委員会に統合し、一本の委員会で行くことが適當であると考えましたので、統合することとしたのでございます。尚、罰則関係の規定を整備いたします。たしておるような次第でございます。尚、その外に、従来政令に譲られてお

○中野重治君 私途中中座しなければならんものですから、昨日政府側の答弁について簡単な質問をしたいのです
が……。

○委員長(山田節男君) この職業安定、緊急失業対策、これに関連してですか。

○中野重治君　そうです。
○委員長（山田節男君）　政府委員にで
すか。

○中野重治君 政府委員に……昨日の門屋委員の質問に対する政府側からの回答を聴きますと、どうも、よく分らない点の点が沢山ありますが、分らない点には、可なり問題の土台の所にあるのので、私はそれについての質問を差控へて、昨日政府側から答えられた部分について、簡単なことをお尋ねしたいと思います。一つは緊急失業対策の問題で、いろいろ金を使つたり、事業計画

したりするものについては、使つた金
が使い放しにならないように、建設的
な面へ廻さねばならない。結果から見
て黒字にならないければならんのじゃ
ないかというふうな質問に対して、労働
大臣の方から、根本的にはそうだけ
けれども、併し建設的ではなくつても、
のために金を出す必要があるものには
金を出さなければならんというふうな
答えがありました。併しそのためには支
出しないけれども、併しそのためには支
出の必要な産業というものはどうい

うお答えがあつたのですが、私よく分りませんでしたから、どういうものと一緒に生じて来る調査面へ吸収する

見通しだというのであつたか、及びそ
ういうふうな調査活動が段々できて行
くのに伴って、新しい雇用面も開け

て行くなら、という話でしたが、その新雇用面はどういう方面にできて行く見通しであるか、これが第二。第三は

新雇用面というふうなものはいつ頃
來年というふうな話でしたが、來年の
いつ頃あるべく開かれて來るか、その

いつ頃という見通しをお答えして頂きたい、これが第三であります。ここまでは労働大臣の言葉でしたが、その次は、あなたの名前はちよつと失念しましたが、あなたの説明でしたが、失業状況及び雇用状況の調査を全般的にできるようなつてゐる、こういう話ですが、この調査というものはいつ頃からの調査か、この始まつた時期ですね、これを答えて頂きたい、これが第

四です。それからその次は、そういふ現在までの失業の有様、どの地方にどういふふうな失業があるか。それに対してどういふ策を取るかというようにすることについては、一方では安本長官と相談をするという方式になるそうですが、今日までに安本長官の方とそうの点に関する相談がなされているかどうか、これが第五です。それから若し相談がすでになされているとすれば、それに対する対策は具体的にどの程度且れにされているかということ、これが第

○中野重治君 私は総括的に……い
れば簡単な質問ですから、あなたの方
から答えて頂いて結構です。

○政府委員(齋藤邦吉君) 先ず建設的事業云々という問題について御説明申上げたいと思います。御承知のように、

緊急失業対策法案におきましては、公共事業と失業対策事業と二つに分けたのであります。公共事業は、この法律

の第一、第二、第三にありまします。第一は、**設備復旧の事業を公共事業というふうに定義いたしましたのであります。失業対策**

の方は失業者に就労の機会を與えることを主たる目的として計画する、こういうふうに定められておるのでございます。即ち公共事業は資材等を沢山要しまして、事業の量として、事業の経費として資材を非常に多く要しまして、失業者吸収というよりも、むしろ建設復旧ということの意味のあるのを公共事業と言うております。失業対策事業の方は、失業者に就労の機会を與

で、おのずから資材の余り要らない労力費だけでやれる事業、こういうふうに掲げられておる次第でございます。そこでこの失業対策事業の要件として昨日も御説明申上げましたように、第四條に失業対策事業の性格が掲げられておるわけでございます。即ち、できるだけ多くの労働力を使用する事業でなければならぬ。多数の失業者が發生した地域において行なわれなければならない。それから発生した失業者の

狀況に應じてこれを吸収する適當な事業でなければならぬ。それから事業費のうち労力費の占める部分が相当多いもの。こういうふうな失業対策事業の要件を規定されておるのでございます。そうした観点からどういふものがあるかということをお聞きしたい。失業者の救済として適當な事業であるかという点を今日まで研究をいたしておるのでございますが、大体これから申し上げますような事業がこうした失業対策事業として適當な事業でなからうかと存じておる次第でございます。即ち罹災地等の整地、清掃の事業、或いは罹災地等の街路の整備の事業、主要都市の防災対策の事業、或いは下水道、溝渠清掃、塵芥、汚物処理等の都市の環境衛生の施設の事業、或いは又公園、或いは運動場、或いは緑地等の整理事業、或いは公共空地の整理事業、こういう事業が大体において資材を余り要せずに労力費だけでやれる事業であると考えられますので、こうした事業が失業対策事業として適當でなからうかと存じておる次第でございます。尚その外に知識階級の緊急事業といたしましては、官公廳方面に種々異なる調査の事務があるのでございます。社会事業の施設の調査、或いは道路の交通量の調査、或いは観光地の整備の調査、或いは宅地制度の調査、種々様々な調査統計の事務があるのであります。こうした調査統計の事務に従事せずしめるという知識階級應急事業、こういうことが適當な事業ではないかと存じておる次第でございます。更に女子、特に未亡人の方々等につきましては、共同作業施設、特に洋和裁等の縫製作業を中心といたしますところの共同作業施設、こういうたものもこ

の失業対策事業といたしまして適当な

ものではなからうかと考えておる次第

でございます。尚、その外に都市周辺

の簡易な道路の整備事業、或いは産業

の輸送施設の整備事業、こういったた

ふな事業が失業対策事業として適当な

ものではなからうかと、かように考え

ておる次第でございます。ただそうし

たものを具体的に起しますときに

は、そうした事業の中から最も効果的

なるものを選ぶということにいたして

おりまして、それは法律第七條の第二

項にありますように、こうした事業

のうち、できるだけ効果のある事業を

選んで行きたい。この選び方は昨日も

申し上げましたように、経済安定本部に

おいて公共事業を所管いたしております

ので、その公共事業との振合い等

もありますので、経済安定本部総務

長官の御意見によつて定めて行く。こ

ういうことに行きたいと考えておる

ような次第であるのでございます。

る次第でございます。

次に、行政整理による失業者の問題

でございますが、行政整理による失業

者に対しましては、先ず原則といたし

ましては失業保険制度との関連もあり

ますので、できるだけ退職手当を増額

して頂くようにということをお願いい

たしております。行政整理方面におき

ましては関係方面と目下折衝を続け

ておるような次第であるのでござい

ます。尚、こうした退職手当を増額す

るによりまして失業保険と同じよう

に暫くの食い繋ぎの手を用いることは勿

論当然であります。その外私共職業

安定局といたしましては、できるだけ

就職斡旋という方面に全努力を傾注し

て参りたいと考えておる次第でござい

ます。そこで新雇用の面はどういうも

のがあるだろうかというお尋ねもあつ

たのでありますが、私共の方におきま

しては、商工省その他とも連絡を取り

まして、一應の民間雇用の状況を推定

す。この民間雇用の方面に、行政整理

によつて失業いたしました方々をでき

るだけこの方面に職業の斡旋をいたし

たいと考えておる次第でございます。

即ち行政整理による方々に対しまして

は退職手当をできるだけ多くして頂く

ということ、二番目は、出た失業者に

対しましては職業安定機関を通じてま

てこうした輸出産業等の他の民事産業

方面に、優先的にと申しますと多少

語弊もありますが、できるだけ民間雇

用に就職の斡旋をいたそう、こういう

ふうに考えておる次第でございます。

民間雇用の増加は大体において本年四

月以降明年三月までと計算をいたして

おるわけでございます。これは御承知

のように貿易産業が六億ドルの昨年度

の倍の輸出計画でありますので、その

計画にマッチいたしまして目下私共が

関係方面と打合せて推定をいたした数

字が、今申し上げました数字に相成るの

でございます。

現在やつておりますところの統計を

申し上げたいと存するのでございま

す。一つは内閣統計局において行なつ

ておりますレーバー・フォースの調

査で労働力調査というものがあるので

ございます。これは今はつきり記憶

がございませんが、全国は千が二千だつ

たと思ひますが、千又は二千程度の市

町村を選びまして、その市町村を抜打

的に毎週一回ずつこの労働力の動き

の調査をいたしております。これによ

りまして全国の雇用並びに失業の状況

を推定いたしておるのでございます。

これによりまして、昨年の十二月末

の失業の数字は約二十七万という僅か

な数字であるのでありますが、最近にお

きましては、今年の二月になりましたら

多分、五十万程度の失業者が出ると思

ひます。記録されておつたと思いますが、こ

ういうレーバー・フォースの調査がある

のでございます。併しこれは今のところ

の内閣統計局では全国一本でこの統計

間を雇用、失業の趨勢を調べてお

す。これによりまして最近三ヶ月間の

雇用の状況というものを把握すること

にいたしております。併しこれは日本

全国の工場、事業場ではございませ

んの、二百人以上の工場についての

調査でございます。それから次は安

定所の窓口に見られて参つております

失業者、求人、求職の趨勢、これも調

べておるのでございます。そこで私共

は現在のところこの雇用状態調査、或

いは安定所の業務の報告によりまし

て、一應全国的な統計は持つておりま

す。更に又府県別の統計も一應持つて

おるのでございます。更にこれを私共

はこの法律の準備といたしまして、で

きますればこれを少くとも市以上の大

都市についてこの調査の内容が分りま

するようになり、目下今日まで集めた

資料を整理いたしまして準備を進めて

おるような次第であるのでございま

す。大体におきましてこうした内閣統

計局における労働力の調査、それから

私の局でやつております雇用状態調

査、或いは安定所業務の報告等により

まして、大体現在の失業の状況並びに

将来三ヶ月間の雇用の趨勢というもの

を掴んで参りたいと思つております。

ただ最初に申し上げましたように、今

は全国的な統計を弾くということに汲々

としております。市ごとにこの情勢

を弾くということとは極めて困難な仕事

でありますけれども、この法律の施行

のために是非必要であります。

で、今のところでは少くとも市以上の

大都市についての雇用の趨勢をはつき

り掴んで行くというふうに努力して参

りたい、かように考えておるのでござ

います。

それから失業対策事業の種目については、安定本部総務長官との相談は済んだかというお尋ねであります。細目に亘りまして、協議はこの法律が済みましてから協議をいたしたいと考えておりますが、先程申し上げましたように、都市失業緊急事業、或いは知識階級緊急事業、或いは共同作業施設等は、昨年度は公共事業の一部として経済安定本部総務長官の認証を受けて実施いたしております事業でありますので、そうした事業につきましては、経済安定本部総務長官と協議いたしまして、そうした面は従来ともやつておりますので、経済安定本部総務長官におきまして、適当な事業であるという提示をなさるのではないだろうかと考えております。細目につきましてはまだ打合せをしておりませんけれども、大体その事務的に連絡を取りながら、そうした準備を目下進めておるような次第であります。

○中野重治君 四の問いですね。全国地方府県別、その他いろいろ失業状況及び雇用状況の調査ができていますし、それから今後はこういうふうによりたいというふうなお話は分りましたが、私のお尋ねしたのはそういうことでなくして、そういうふうな調査、今労働省で調査してこういふふうに出てくる、こう出される、その調査の始まつたのはいつかということでありまして、つまりいつからの分の調査がいつまでに提出できるか。調査開始の日附ですね。

○政府委員(齋藤邦吉君) 私の今三つ申し上げました内閣統計局の労働力の調査は、これは昭和二十二年当時から始まつております。それから私の方の局

の雇用状態調査、これは昨年の七月から開始をいたしております。それから安定所の業務の報告はこれはもうずっと以前から、昭和十三年に安定所ができて以来今日まで続いておりますのでございまして、昨年の八月に報告の形式を改善いたしまして、今の時勢に合うように改善をいたしましたのが昨年の八月でありました。昨年の八月以降におきましては細密の業務報告が纏まつておる次第でございまして、併しこれは大体におきまして全国的な趨勢というものが、全国的な統計が主になつておりました。今申し上げましたように府県別というものは、極く最近に今まで集まつた資料を、何と申しますか、集まつておる資料を編成し直すというところでやつておりました。府県別のもはまだ雇用状態調査についてはできておりません。目下やつつある次第でございまして、併し統計の原本はすでにあるのでございまして、それを府県別、或いは市別に纏めて行きたい、こういうふうな目下努力しておる次第でございまして。

○中野重治君 五及び六の問いに関して、つまり細目については安定本部とまだ打合せというものができていない。それは新しい法律ができることによつて生かされて行くのだ、こういうお話を聞いたと思ひますが、大綱については話合が出来ていて、大綱の話し合いの範囲内においては実質的には話が進みつつあるということだと、つまり行政整理なんかで四十万人の人々を、いさ／＼方面別はあるのですが、例えば下水なりの方に仕向けたいというふうなことの見通しから大綱の……お互の納得というふうに入るのですか。

○政府委員(齋藤邦吉君) 今申し上げましたように、大綱につきましては経済安定本部と連絡を取りつつあるが、勿論正式にどういふ事業をどの地域でどういふふうにするかということにつきましては打合せはいたしております。

○中野重治君 そうすると大綱についてはいさ／＼話合がある。これはあるのが当然である。新しい法律を出すという立場を取つておる以上は、その方式で実質的に仕事を進める管でずから御尤もだと思ひますが、その根本的な話合の上に立つて、一方から言う行政整理によつて出た人間をどこに廻そうかというふうなことも大まかに話合が付いておるわけですね。そうすれば先程お答えになつたようないろいろなことを研究の結果、市中清掃ですか、こういう方に人を廻すとか、下水や公園の掃除に人を廻そうとかいうようなことが研究の結果見通されておるといふのであるから、つまりそういうことが言はず語らずのうちに大体予定されておるといふふうに取つていいかというのが私のお尋ねであります。

○政府委員(齋藤邦吉君) 私の申し上げておりますのは、失業対策事業としてはどういう性質の事業が適当であるかということについての事務的な打合せをしておるわけでございます。従いまして、私共として一番大事なことは、例えばどの地域にどれだけの失業者が出たときにどういふ事業を直ぐ起すかという、今度実施の細目の問題になるわけでございます。その場合にまだ経済安定本部総務長官等とは連絡はしていないということをお申上げておるわけでございます。御承知のように、

行政整理で仮に十萬、二十萬と決まりましたとしても、どの地域に失業者がどれだけの出るのか皆目今のところ分らないのであります。御承知のように例を國鉄に取りますと、國鉄で十萬の行政整理をいたしましたも、東京で五萬鹹首されるのか、兵庫でやられるか、これは皆目今のところ分つておりません。そこで私の方はそういうふうな失業者が出たときに、例えば大阪に出たときにどんな仕事をやるかという具体的な問題、これは一つこの法律の成立と並行して、將來私共は急いで準備を進めて行きたいというふうな考えでおります。

もう一つ簡単に申しますと、例えば東京に一萬の失業者が出た、そのときにどんな仕事に適當であるかということとを、もう早急に安定本部と連絡を取り準備して置く、そして東京でそういう失業者が出たために、この仕事をやるというふうな持つて行きたいと思ふのであります。ところがまだ目下のところ行政整理が五十萬、四十萬と申しまして、どの地域にどのくらいかということが皆目分らないのであります。御承知のように現在の労働者は住宅等の関係がありまして、そう遠隔地に就職することは困難でありますので、その失業した地域に、——その地域は目下のところはつきりしたものでない、こういうわけでございまして、そこで私共の方ではこの法律に基きまして或る地域で発生したときに、それじやどういふふうな種類の仕事を起し、どういふ規模の仕事をやるかという準備をして置かなければならぬ。こういうふうな考えておるわけでございます。

○中野重治君 そうすると、こういうことに分りますか、今四十萬なり、五十萬なり行政整理で首が切られることは分つております。政府の言明によつて……併しどこで何人出るかということとは分らない。つまり首は切るが、その調査は前以ては皆目分らん。あなたの言葉を使えば、そういうことで四十萬、五十萬切られるということになりますね。そうしてそれに対する手当は一つ新しい法律が出てからでなければどうにもならない。こういうことになりまして、そう受取つて差支えありませんか。

○政府委員(齋藤邦吉君) 御承知のように行政整理につきましては、具体的な整理という問題におきまして、これは私共は全然分つておりません。どの地域に現われるかそれは私共には分つておりません。ただ私共の方では行政整理が済んだときにどこかの地域に現われる、これは確かだと思つておる。そこで私共の方では安定所を通じまして、そうした趨勢が分りましたときに、直ぐ連絡して貰うという組織を整備をして置か。こういうわけでございまして、現在のところどの地域に、これは私共だけではなしに、恐らく多くの方々もどの地域に四十萬と申ししても出るのか、私は何も連絡を受けておりませんし、これは分らんことではないかと私共は考えております。四十萬という総数は分りましたも、どの地域に出るか、それから又その労働者がどういふ仕事を希望するかということも、現実整理をして見なければ私共は出て来ないのではないかと、こう考えております。

○中野重治君 それは勿論あなたでなくとも私にも分らない。そういうふう

にやつているのだから、そのことをあなたに認めるが、現在四十万なり、五十万なり首を切るということは決まっています。併しその首の切り方は、どこで誰がどういうふうにならぬ職業を希望している人間が首を切られるのかというのを、現在は皆目分らん形で首を切られようとしている、決定しているというものはあなたに認めるだろう、こういうことが一つと、それからそうであるとして、新しい法律が出るまではそれに対する具体的な対策は放つたかかされているという方式で問題が出てくることは、或いは今の政府によつて問題が出てくることを認めざるを得ないだろうと念を押しているわけですね。

○政府委員(齋藤邦吉君) 前段の、どの地域にどうしろという点につきましても、申し上げましたように私には分つておりません。併し私共といたしましてはどういう準備をしているか、投げつけ放しているのか、これは私共は投げつけ放してはいないのであります。御承知のように安定期の窓口に現れられます業務の報告というものが毎月々々出て参つております。それから私共の方では雇用状態調査というものによりまして、おの／＼必要な工場なり、その他の雇用の趨勢というものを把握いたしておられます。従いまして私共は現在のところ市、少くとも市以上の地域についてどういふ雇用が動いておるかという情勢を、情報と申しますが、情報をキャッチするという仕事、これに主力を注ぎ、そうして又そういう市以上の都市におきましては、そういう沢山の失業者が出たときには、どんな事業を起して吸収したらいいかということ

の準備の事務を今やつていような状態でございます。どのような地域に出るか、これはお話のように分つておりません。併しそれだけでは相済みませんので、将来どういふふうな失業者が出るかどうかという情報のキャッチ、並びにその地域々々によつてどういふ仕事をやつたらいいだろうかと、この準備をしよう、こういうふうな努力いたしておる、こういうわけでございます。

○中野重治君 とにかく実際に首が切られて見なければ、どこで何人首を切られたか分らんとなつておつしや。それはその通りです。その通りだということとは私もあなたも一致したのだから、言換えれば、それは現在皆目分らんが、四十万人は首を刎ね飛ばすぞという形で政府から問題が出てくるというところは、あなたも私も全く同様に認めるというところになるのでしよう。この私の念を押した点はどうですか、間違ひありませんね。

○政府委員(齋藤邦吉君) ええ、そうです。○中野重治君 それから、そうすると、失業者問題に対して緊急の策を立てなければならぬというところが問題になつてゐるのは、今までの日常の調査をやつて行くそのまゝの継続では間に合わないやうな、大量の首切りが間近に前途に予想されるから、緊急対策ということになつてゐるわけですね。そうしますと、單なる継続的な対策以上に緊急対策を立てなければならぬ。その情勢に関しては、つまりさつきあなたが確認されたやうな有様だということになるわけですね。

○政府委員(齋藤邦吉君) 従いまして、そういう深刻な情勢でありますので、私共の方としては、従来ともやつております。調査報告を精確に行う、それと同時にいつ何でもやれるやうに、いろいろ準備をして置くやうなものがこの法律の趣旨であるわけでございます。

○中野重治君 そうしますと他の面から言つて、その準備の整うのを待つて、或いはそれが整えられて、そうして法律もできて、それから対策が立てられる、具体的に……。それまでは失業手当で食い潰して行くという、こういう形に今なつてゐるわけですね。

○政府委員(齋藤邦吉君) 御承知のように行政整理におきましては、四十万首切られましても、退職手当で暫くは食い繋ぎをして行こうという方もあります。或いは又田舎に帰つて自分で何らかの仕事をやさうという方もあります。或いは又安定期の窓口に現れて他に雇用されようという方もあります。そういうやうな情勢、即ち私共の方としましては、安定期の窓口に現れて雇用して貰いたという方々、それを中心にならぬ事業を起して行かなければならぬ、こういう準備をして置くやうなわけでございます。

○竹下重次君 今の中野さんの質問に關連いたしまして簡単に伺ひいたします。民間の個々の事業会社等における失業の問題は、これはなかなか予測がでないだらうと思つておられます。行政整理の方の点だけ考へて見ますと、うと、相当調査も済み、予測も付くでしょうが、今のところ数字はつきり

してないやうですが、そうしてその整理の時期も七月の初め頃から始められるというところも大方見當が付いておられます。それから尙私共の想像によれば、行政整理に關する部面だけにおいては、例えばその約半数は東京とか、或いは一割は大阪とか、京都附近というくらいの見當は政府の方でもすでにお付きになつてゐる筈だと思います。

○中野重治君 そうすれば何と法律ができたか、それを待たないでも、自然その時期が来たならば、職首される人が相当に一括して出て来るわけですから、その人達を直ぐ吸収される何らかの事業を、今から計画を立てて置くやうなことを、今とは不可能じゃないと思ひます。今までの御説明を聴きますと、その部分についてもやつていられないのじやないかというやうな疑問を私は持たますが、その点は如何でしようか。

○政府委員(齋藤邦吉君) 御承知のように、私共の方では直接行政整理をやつておるわけじやございませんが、勿論關係各省と連絡を取りながら今研究をやつておるわけでありまして、恐らく行政整理廳の方におきましても、或いは特に行政整理を現実にいたします關係各省におきましても、どの地域でどういふ人を整理するかというところは決まつてゐるというところは私は承知いたしておられます。これは全然私共の方では今までのところでは承知いたしておりません。そこで御承知のやうに、行政整理は七月、八月、九月の三月に分けてやろうというところのようでございます。そこで私共の方では、その行政整理をやりますときには、三月に分けてやるということでありまして、月の初めに本人に申渡しをする

ことになつておるやうでございます。そこで私共の方では事務的の取扱ひ方といたしましては、そういう申渡しをしたときには、地元の最寄りの安定期に名前だけを一つ連絡を取つて頂きたい、直ぐ連絡を取つて頂きたい、直ぐ關係各省にお願ひをしておるわけなんです。行政整理が現実にどういふふうな、具体的にどういふやうな、私共の方では今のところは分つてない、こういうことでございます。

○竹下重次君 労働省だけの立場としての方は伺つてもしようがないわけですね。政府の計画を聴きたいのです。今の御説明によりまして、労働省だけでお分りになつていない、労働省であります。行政整理の責任は労働省でないことも分つておりますので、その点について責任ある御答弁をお願いするということは、あなたにはちよつと御無理と思つておりますけれども、これはその責任のある官廳では今の見當が付かないというところは私共は言えない。政府としてはそういう答弁はできないじやないか、こう思うのです。労働省ならば言えるかも知れないけれども、今それを追及しましてもしようがあるかもしれませんが、労働省のお取りになりましたならば、労働省の方でも早くお分りになることが出来るじやないか、かように思ひますが、それはそれで私の希望として申述べて置きます。

○政府委員(齋藤邦吉君) 今竹下委員の御説の通り、現在労働省ではまだ行政整理によつてどの地域からどれくらいい、どの省からどれくらいい、ということはまだ実は分つておりません。政府委員の申上げる通りであります。至急に

その方に連絡を取りまして、私の方でも成るべく早くその実勢をお示し申し上げるようにいたします。それから私の方ではやはり今の失業問題は労働省とか、安本とかというようなことではなく、これは実際は内閣全体の政府関係者の全責任に属しておりますが、結局その離職されて失業状態になつて初めて実はこつちへ飛び込んで来る。飛び込む前に内閣全体としていろ／＼な計画を立てて置かなければいけないのですが、御存じの爲替レートが急速に発表されておりますから、これによつて経済の自立を一日も早く確立して、一般産業が振起るようにならないと、どうも行政整理によつて出た頭脳労働者と言いますか、そういう階級の方の吸収面は筋肉労働の方のようになかなか吸収しきれないやないかという心配が出て来るのであります。やはりこの貿易産業を極力早く起して、これの事務或いは商店、貿易関係とかいう方面に吸収する以外に、そういう方々の救済の途はないやないか、かように考へております。結局政府のいろ／＼の施策というものは今そこに向けておることは申上げるまでもないのであります。労働省としてはこの失業者をどうするかという問題が實際一番大きな課せられた問題でして、今他の政府委員からお答えしましたように、すでに一般産業から出る方の失業者は一應この失業保険制度によつて一時食い止める。又政府職員、労働者については退職手当というやうなもので一應食い繋いで行く、その間にいろ／＼な事業を起し、又新らしく財政的の措置を講ずるものは、公共事業なども予算の許される限りもつと起して、筋肉関係の労働者

者をつちにも吸収しよう。その間にいろ／＼な手を打たなければ、實際問題として失業保険とか、或いは退職手当というやうなものを出しても精々六ヶ月続くかどうかというところで、これは難問題なんです。全額保障するわけじゃないのですから、全体の六〇％くらいしか行つておりませんから、それを全力を挙げてやるであらうと私も信じておりますし、そうしたいと、又そうしなければならんと思つております。以上今の行政整理によつて出て来る失業者の数の、各省からどれくらい出るか、或いは愛知縣からどれくらい出るか、或いは北海道からどれくらい出るか、というやうなことは、私共の方でも調査いたしまして、成るべく早い機会にお示し願ひたいと思ひます。

○竹下重次君 重ねてお伺ひしますけれども、行政整理の問題は数十万という数字を政府の方で見られるが、たゞ漫然とお出しになつてゐるのでなくして、どの役所で何人が、どの地方でどのくらい今月出るかということぐらひは、あなたの方……というわけなくとも、政府としてお分りにならないことはないと思つております。まあ私は一應これで……。

○早川慎一君 さつきのにちよつと関連してお尋ねしたいと思ふのですが、二十三年度でこの法律でいう失業対策事業、即ち何か緊急事業といったことになつておりますが、二十三年度では、どういふ実績になつてゐるんですか。

○政府委員(齋藤邦吉君) この失業対策事業は、二十三年度におきましてはこれは公共事業の一部といったしまし

て、昨年やつておりますが、その金額は五億九千万円、約六億程度の内容でございまして。それが今度は約八億ということになつておりまして、その事業内容は昨年と同じように、都市失業緊急事業、知識階級の緊急事業、共同事業施設、こういう事業を去年もやつております。今年もこの八億でその分を拡充してやつて行きたい、こういうふうな考へておる次第であります。

○早川慎一君 いや、内容でですね、何人ぐらゐの人が救済されて就職してゐるかということですか。

○政府委員(齋藤邦吉君) 昨年の労働省の予算におきましては、約実人員三万人でございまして、延べにいたしますと、約七百六十万人に相成つております。本年度の八億では実人員は四万人ということに相成つております。

○早川慎一君 これなんかは一緒の費目でやつてゐるんですか、誰が責任者でやつてゐるんですか、府縣廳ですか。

○政府委員(齋藤邦吉君) 都市緊急事業等になりますと、大体市が事業の実施主体になつてゐるものもございまして、又府縣廳の運動場ということになりますと、府縣が事業の実施主体になつてゐる場合もあるわけです。

○門屋盛一君 大体この緊急失業対策に対する総括質問をそう長くやれませうが、今労働大臣もお見えになつておられますから、労働省関係に対する質問は、私の分は大体今日で質問だけ終つて、そうして政府委員からお答えがあつて、十分に了承できればそれでいいし、できないものは明日大臣から答弁して頂きたい。そこで先程からずつとこの御答弁を伺つておつても、本日

午前中に私が大臣に申上げたように、労働省の失業対策が極めて杜撰であり、且つ作文的であるというふうな思われる、これに対して、杜撰でない、作文的でないという実証があれば実証を挙げて御説明願ひたい。

第二号は、厚生省自体に失業対策本部というものがあつて、非常に大きな構想の下に、而も各省を網羅して、横の連絡を十分に取つたところの失業対策という機構があつたと思うが、これがなくなつたことが私は今日のような杜撰な結果に陥つたというふうな考へておるのだが、これに対して、労働省側ではどういふふうにお考えですか。同じことになるんですが、第三号で現在の機構では完全なる調査も、横の連絡も不十分であると私は思うが、それは不十分でない、十分であるというならば、十分であるということを実例を挙げて言つて貰ひたい。そこで私の言うやうに不十分であるならば、今後これらの機構を拡充するなり、解決するやうな考へがあるかないかということ。それから当面しておる問題では、今度の行政整理によつて労働省の中のこの種の機構、例えば安定局の中がもう少し小さくなるのじやないか、それによつて、現在の機構でも維持し得るのか、或いは今度の行政整理によつて要らんとするところを減らして、必要なものを臨時的にでも拡充するやうな考へがあるかないかということ。それからこれは細かい話になるんですが、今回私の杜撰であり、作文的であると認むるところのその失業対策をお立てになつて、この失業者が幾ら出るかということに対しては、どういふ方面から資料をお集めになつたかというこ

とに対しては、先程中野委員の質問に対して幾つ御答弁があつたんだが、その御答弁を承つておると、自治体、商工団体、労働組合等から資料を集められたやうに伺へるんですが、地方自治体、縣とか、市町村、それから商工団体たる商工会議所等、或いは又大きなそれらの連合会、労働組合の連合会或いは労働組合の単一のものから、失業者がどれくらい出るかということ、いわゆる民主的に資料をお集めになつたかならないか、お集めになつた資料ができておるか。今度は失業者の出るやうなことでなしに、この失業者の吸収方面についても、どういふところに連絡を取つてこの失業者の吸収の策を立てておられるかというところ、連絡をお取りになつたところを、もう少し緻密に細かく話して貰ひたい。

○政府委員(齋藤邦吉君) 私事務的なものとして一應事務的な立場からお尋ねの点につきましてお答を申上げたかと存じます。先ず第一に、この失業対策は甚だバーバー・プランではないかという、こういうお叱りであるのであります。実は私は私共といたしましては、事務的には相当……まあ御批判は自由に受けつけられとも、相当確実なるものを実は見込んでおるのでございまして。失業者を大体私共は先般も申し上げましたやうに、百万乃至四百四十万という労働市場に出る失業者を推定をいたしておるのでございまして。これに對しまして私共の方としては、勿論恒久的な対策としては、將來の輸出産業の振興による完全雇用ということが理想でありますけれども、現段階においては

應急対策を取らざるを得ないということとを御了承頂きたいと思つたのでござい
ますが、その應急対策といたしましては、
は、御承知のように失業保険制度によ
まして、現在積立てた金をフルに使い
ましても……。

○門屋盛一君 それは分つておるんで
す。

○政府委員(齋藤邦吉君) そういう意
味におきまして、失業保険制度におき
まして四十二万或いは日雇十三万、
職業補導で五万、失業対策の八億円の
金で四万、即ち予算面の裏付のありま
すが、約六十四万あるわけございま
す。その外に民間産業の雇用量の増
加の推定、これは勿論推定でございま
すが、これを四十万と見込んでござい
ます。御承知のように民間雇用の増加に
つきましては、一昨年から昨年にかけ
まして約八、九十万増えておるとい
う実績もあり、貿易振興という國の政策
もありまして、私は事務当局として
は四十万の雇用を見込んでおるとい
うことは、そう不自然ではないんじやな
いか、かように考えておるわけござ
います。即ち現在通りました予算にお
いての財政的裏付のありますのが六十
四万、民間雇用のものが四十万、こ
ういふふうになりまして、百四十万とい
う数字を見込んでおまして、百万乃至
百四十万、むしろ行政整理等のごとき
は、或る程度はつきりした数字にな
ると思つて、その外はまあ推定をし
ておりますが、そういうわけでありま
して、事務的には大体この辺でいいん
ではないだろうかと思つております。
勿論將來の失業情勢に即して、でき
るだけの努力をして御奉公しなくてはな
らないということは、私共事務屋として

は当然であります、こういうことで
この一年間はもう自信があると言いつ
てはできないのでございまして、
私共としては事務的にも將來とも研究
を續けて堅く仕事をやつて参りたい、
こういうふうな考えている次第でござ
います。それから各省の連絡の問題で
ございまして、これにつきましても、
事務的な面のお話を申上げて見ます
と、職業安定法の中に関係各省の職
業安定連絡会議というものが職業安定
所の中に設置せられております。これ
によりまして雇用に関する関係各省の連
絡の会議を必要の都度ごといたさう
というふうなことをいたしてございま
して、今日までも二、三回打
合せております。これは事務的な打
合せの会議でございまして、向、將來失
業対策事業を行いますときには、関
係各省と極めて関係が多くなろう、か
ように考えております。この緊急失業
対策法によりまして失業対策事業を行
いますときには、関係各省との連絡は
非常に緊密にしないとならんという
こともありますので、私の個人的な氣
持から申しますれば、関係各省の失業
対策事業に関する連絡協議会という
ものを作つて頂きたい、こういうふう
に考えておるわけでございます。この点
につきましてもまだ成果を得ておりま
せんので、まだ決まつておりませ
んが、將來この法律が通りましたとき
は、そうした関係各省の審議会とい
つたものも作つて参りたい、こういう
ふうに私としては今のところ考えてお
るわけでございます。

次は、機構の問題につきまして、行
政整理の影響はどうであらうかとい
うお尋ねであります、これにつきま
しては私共といたしましては、特に第一
線の安定所につきましては行政整理を
除外して頂きたいという私共の個人的
な考えは持つておるのでございませ
んが、これは國の大きな政治的な観点
から行われております問題であります
ので、私の希望としてはできるだけ安
定所は行政整理の被害を少くして頂
きたいと思つておりますけれども、
政治の大きな動きで決まらざるを得
ない、私共今ここでどういふことにな
るかといふことをお尋ねを受けまして
も、今のところまだ決まつておりませ
んの、申上げられる段階には至つて
いないのでございまして。

それから最後の失業対策のいろ／＼
な資料を作り出す際に、民主的な方
面の意見を聴いたら、どうかというお
尋ねであつたのでありますが、行政整
理に関する数字等は行政管理廳から頂
いた資料でございまして、それから企業
合理化の失業の数字がありましたが、
これは商工省その他と打合せた数字で
ございまして、引揚の問題につきま
しては、厚生省の引揚援護等からの調
べた資料でございまして、従いまして労働
組合その他から頂いた資料はない
のでございまして、私共の方といたし
ましては、第一線における安定所が組
合なり或いは事業主、そういう方面と
連絡を取りまして、常時雇用の趨勢と
いふものを目下把握せしめておるよう
な次第でございまして、向こうした失業
対策の全般につきましては、一應職業
安定法に基きまして、この中央職業
安定委員会に付議して決定せられてお
ります。向、失業保険等の制度につ
きましては、失業保険審査委員会に付
議されて決定せられております。こうし

た委員会は労資同数の代表が選ばれま
して構成されておまして、その方面
の労資の方々の御意見も取入れて、今
申上げましたような失業対策につきま
しての御意見を拜聴したいということ
になつておりますが、数字につきま
しては今申上げましたように関係官廳
のものでございまして、対策の内容につ
きましては、職業安定委員会或いは失
業保険委員会なりにおいて労資双方
の方々の意見を聴いて、今日まで進ん
で参つておるような次第でございま
す。

○委員長(山田節男君) 門屋委員の御
質問に対する只今の齋藤政府委員の御
回答だけでは不十分かと思つて、今
今青木安本長官も見えましたので、今
の補足すべき回答は労働省の方で調査
して頂いて御回答願うことにして如何
でございませうか。

○門屋盛一君 いや補足じゃない。や
はり政府委員の答弁で根本に觸れてな
い御答弁が大分ある。大臣も来てお
るのですから……。

○委員長(山田節男君) それは明日の
機会に譲りまして……。それでは安本
長官が見えまして、昨日の失業
対策、緊急失業対策法案その他につ
きまして、失業対策の面についての一般
的質疑を續行したいと存じます。

○門屋盛一君 この問題について労働
大臣並びに労働省関係の人もこれに
対していろいろと説明しておるのであ
りますが、どうも今までの御答弁から
考えますと、労働省の方のお答には
計画性が非常に乏しいことになつてお
ります。尤もこれはいい只今も安定局
の長官が言われましたように、この調査
の範囲が非常に狭い結果こうなつてお
ると思つて、私の考えるのは……

今回のような九原則の實踐という經濟
面のことが主な問題になつて起つて來
ることに対する対策に対しては、むし
ろこれは經濟安定本部の方で御説明願
つた方がはつきりするのじやないか、
こういうふうな考えますので、御出
席を要求したわけでありまして、今回
の失業対策につきましては、大体二通
りの失業が出ておるというふうな考
えております。その一つは行政整理から出
てくるものと、一つは企業合理化から出
てくるものとありますが、行政整理の方
は暫らく措きまして、今經濟安定本部
長官にお尋ねしたいのは、九原則の實
踐にすでに入つておられます今日、企業
の合理化から生ずる失業者の見込につ
いてお伺いしたいことは、行政整理の
方はいつての計画を立てられておや
りなつておるようだし、而も實踐の時期
が当初噂されたよりも時間的にずれて
來るので、対策が立て易いかと思つて
あります。企業合理化の方はやは
り予定通りレートも設定されたし、
又最近の金詰りに原因しまして余程急
速に失業が出て來ると思つてあり
ます。そこで今お尋ねしたいことを整
理して申し上げます。

第一に、九原則の實踐に入つてお
る今日、企業合理化により生ずる失業
者の見込についてお伺いしたい。それ
は、その業種別、ロ、その地域別、
ハ、その發生の時期、即ち時間的に何
月にどれくらい出るかという見通し。
第二の質問としましては、この出て來
るところの失業に対する失業対策につ
いて安本長官に伺いたい。それは一
つは緊急的なものにはどういふ御対策
があるか。それから一つは恒久的とい
う言葉は、恒久的な失業対策というこ

万、百三十万だといふけれども、八百万の過剰人口を擁しておるところの我が國が、企業の合理化にかかつて百二十万、百三十万の失業者で行くならば、私は國會議員として何にも心配は違つておる。私は本當の失業者といふ名前は當てらないかも知れないが、職のない人間、過剰人口は八百万を下らないと思ふ。この八百万を下らないと私が思つておることに間違ひがあるかないか、私は絶対に間違ひないと思ふ。そこで輸出産業と一口に言われますけれども、輸出産業は日本の産業がずつと上へ盛り上げられて、最後のトータルで差引を付けるのが輸出産業になる。これを起すために、我が國の基本産業は極めて弱体にある。そこで今度の企業の合理化を機会に、基本産業を拡充して置かなければならぬ、こう思ふ。それで安本長官に対してお尋ねしたいことは、出て来た失業者をどこか失業保険で一時的に置いて、そのうちに起つて来るところの民需におつ付けるといふならば、安定本部は要らないのだ。むしろ一歩進んで百二十万、百三十万の失業者を出すくらいでは、日本産業の大手術はできないと私はこう思ふ。安本長官として百二十万、百三十万の失業者が出る程度で日本産業の回復、大手術ができると思ふことになるかどうかといふことを、一應お尋ねして後の質問を続けます。

○國務大臣(青木孝義君) 只今おつしやいましたことは、一應御尤もであります。今我々が失業者を予想する、こういう場合に百二十万から百六十万、こういうことを考へて見ます。又その他に日本の人口が絶對的に多い

のであつて、この絶對的に多いところの人口をどうして始末するか、こういう問題になる。おのずからこれに對して一應の對策をしなければならぬといふことについて、例えば國に特別な大きな産業を起さなければならぬ、或いはどの程度に吸収できるか知らないけれども、我々の予想のできない程の、今年次計画を立てるとか、いろ／＼なことも考へられておりますし、又安定本部としまして五ヶ年計画といふようなものを立て、そして年々一應その失業問題をも考へながら、ここに吸収して行くといふようなことも考へて参つたのであります。併しこの九原則を実施するといふことになりまして、そうして今回の予算が成立して、そうしてこの中で我々が考へるということになりますれば、先ず一應ここで起つて来る當面の失業者をどうするか、こういうことが一番緊要事であるといふことになりまして、そこでその場合に、我々が今申上げたような意味で、輸出産業、民需産業の方面で相当四十万、五十万の人を吸収するとか、或いは失業保険といふような制度を活用して、そしてそこで相當数の人を吸収するとか、そしていつた一つの決まつておる、或いは受入れておる方面で、一應これを解決して行くといふことを考へながら、他面におきましては、許すならば、この失業對策としていろ／＼な事業も起すことが望ましいのであります。今のところこれを例へば、言われておりますような電力開闢であるとか、或いは道路の建設であるとかいふようなもので、一應おつしやするように八百万もの失業者をどうするか、こういうことになる。今のところ

それでできますと、こうはつきり申せません。ただ問題はこの九原則を実施するに伴つて起つて来るところの失業者、而も行政整理を實行しようといふのであるから、政府は責任を持つて、この際こういう人々の職を考へなければならぬ、生きて行く道を考へなければならぬ、こういうことで御答弁を申上げておるのであります。その点は一應ともかくも我々の考へ方が、我々の想定が違つておるといふことがあるかも知れません。併し我々としては一應こういう基礎に基いて考へておるといふことを御答弁申上げる外に途がないのであります。

○門屋盛一君 安本長官のお答へは、今出ておるところの百二十万なり百六十万の、想定しておるところの失業者の吸収方法についての御答弁であります。それで私がお尋ねしておるのは、百二十万なり百六十万なりの失業者の想定が當つておるかといふこと、これを考へましたときに、少くとも本年度よりインフレは徐々に收束しつつありますけれども、昨年度においては公共事業費は約五百億であります、本年は金額においては昨年と同じでありますけれども、事業量においては公共事業は昨年の六〇％くらいに落ちておる。それで先程來労働大臣の御説明を聞いておりますと、緊急の對策費といふものは少いが、失業對策は公共事業によつてやつて行くのであるといふことを盛んに言われておる。その場合に昨年より本年の方がどうしてもデフレが起つて来るわけです。非常に強硬なデフレ状態になるか、ならんかは、今後のあなたの方の起加減でどうにもなりましようけれども、少くともデフレの

状態になつて来る。そこを考へましたときに、失業者はどんな／＼現在殖えて来るから、予想の百二十万なり百六十万なりで收まらないと思ふ。私の八百万というのは過剰人口であつて、これが全部失業者であるとは私は言われない。そういうことを考へましたときに、本年の公共事業の計画では賄ひ得ない。又知識階級の失業者を全部公共事業の筋肉労働者の方に廻すと言つても無理な点もありますから、失業對策は非常に厄介な問題でありまして、お話のように今からちゃんと立てて置いて、その通りきちんと行くと私は思つていません。ただ心配しておることは去年よりも少い公共事業費の枠で、今労働省が想定しておるより沢山の失業者が出て来る。その場合どこでこれを賄つて行くのか、失業者の出たときに、何か飲ませるところの藥なり、食わせるだけの食糧の用意があるのか、そういうことを安本長官に伺つておる。これは質問の第三の失業對策に対することとしても、もうこれより以上の重税には本年は耐え得られないと思ふ。そこでこれより税金を増して事業を殖すことはできないが、そういう失業者が出た場合にですね、これはいろいろな方面からの指図があつて、こういう窮屈な予算になつておる、又窮屈な失業對策になつたといふことも想像できるのです。だから何らか救済る資金計画があるかどうか、これがなかつたならばこの手術は余程止めてしまわなければいかん、これを伺つてゐるんです。

○國務大臣(青木孝義君) いろ／＼と御尤もなお話でございます。私もこういう点については勿論心配をいたして

おるのであります。御承知の通り議會で予算委員會等においても問題になりましたように千七百五十億の見返資金、この中ですでに御承知の通りの二百七十億は決まつておる。併しあとのこの資金の見返勘定についてのやり繰りと言いますか、使ひ方といふものはまだはつきり決つておりません。そこでこれを對象といたしまして、いろいろ我々も研究を續けております。そして、又先方とも話をいたしておるのであります。この使ひ方によりましては、相當この失業對策としての計画が立ち得るといふ考へを持つております。殊に例えて申しますならば、これができるかできないかまだ分りませんが、例えば鉄道の電化の問題につきましても、それから又この開闢事業の問題につきましても、それから更にそれがどれくらい吸収できるか分らないけれども、我々の方としても全國に亘つての土地調査、そういうようなことも考へておりました。これを實行するといふことになりますと、直ぐ予算が伴いますから、その方面にうまく我々の希望通りの結果ができて参りますれば、その方面にも相當吸収できるのじやないか、こういうことも考へておりますし、それから行政整理を行ひまして、或いは配置轉換もやる、いろ／＼やつて見る、他方においては尙多數の失業者がある場合においては、これを何とかしなければならぬといふことのために、やはりこの援助資金の見返勘定の中から、何とかそれ／＼公共事業的な方面で仕事を起し、而もこの方面に吸収するといふようなことも、現在のところいろ／＼苦慮いたしておる最中でございます。ただここで申上げ

かねること、いろいろとそういう点について明確に決定されておられないので、従つてはつきりと申上げられないような状態にある次第でございます。

○門屋盛一君 まあ大体私の心配の結果考へておりました一つの対策と同じようなところへ追込まれたような気がするんですけれども、一つこの際、これは質問でなしに意見を加えて甚だ申訳ないかも知れませんが、この頃各省を廻つて見ましても、答へに行詰つた折には、あの見返資金の方から何とかなるんだ、何とかなるんだというやうな、どこでもこう言つておるやうでありますけれども、私はこのやうな経済九原則というやうな大きな場面に直面して、我が國が本當に自立した日本を再建しようという際に、何もかも見返資金を当てにするというやうな、依存した経済は私は余り好ましくない、好ましくないけれども、この際起つて来るころの失業対策という面からは、これが最も適当な使い方ではないか、こう思つておるのであります。併し今お話のありました土地調査なんかは、これは当然行政の、政府の費用で以てやるべきものであつて、こういうものは見返勘定の対象に極めて薄いと思うのです。それでどうしても見返勘定の資金で以てこの対策事業をやろうとすれば、やはり独立採算の取れるものを持つて行かなければならぬ。そうすればまあ電源の開発とか、或いは道路とか、山林とか、河川とか、それからもう一つ大きなものは、現在の石炭四千二百万トン計画は恐らく今年は相当困難になるだろうと思うのですが、その困難になる原因は現在の

日本の炭鉱の規模が小さい。資本主義経済の行詰りになつてゐるのです。現在の炭鉱は、だからそういうものを大きな計画をして、新鉱の開発をやるとかいうことの計画を安定本部なんかの方でお立てにならなければならぬ。同時に今度の税制計画と相並んで、山林とか、河川とか、道路等に対しまして、その利用者の負担税を多くするやうにして、これがまあ成るだけペイし得る事業を起すというやうにしなければならぬ。それで元に戻りますけれども、本論に戻りますけれども、そういうやうな事業を安定本部としては常に御計画なさつておるか、それから先程のお言葉の中に年次計画というものがあつたが、この年次計画ぐらゐの地方財政を悩ましておるものはない。その年次計画が一年で打切られたためにやりかけの仕事が沢山できて来る。これは浜口内閣時代にも沢山できて迷惑をかけたが、又再びそういうことにならないやうに、一つ／＼を仕上げる計画です。これは株式会社の一つの投資をするやうに公共体の事業にしても、政府の事業にしても、もうその事業に掛かつたらその事業ができ上つて、鉄道が運輸して料金を取るとか、発電所ならば電気料金を取るというやうにしなければ、道路でも、道路ができ上つたらその道路を完全に利用できるようにしないといけませんので、こういう援助資金を当にする事業は尙更と思つて、この援助がなくなつたときは又非常な迷惑を蒙るのです。その点はよくお考え願つて置かなければならぬ。要するに失業者の今的確な数字の分らんということについては了承いたしますけれども、失業者が更に大きくなるという

ことに対してもお考え置き願つて、その大きくなつて来るころの失業者を國の基本産業に振替へて行く。そうして五ヶ年先なり十ヶ年先には、今の失業者に対して掛けた金が國家及び産業にプラスになつて来るという御計画は今日……、今の機構が少なかつたならば、もつと大きな失業対策本部なら本部、或いは失業と言わずに建設事業対策本部なら本部というものを置いて、直ちに事業に掛かり得るやうな計画を立てると同時に、資金の獲得面をぬかりのないやうにして頂かないと、我々はこの数百万の労働者のみならず、國民全体から考へて、安心してこの九原則の実施に入れない。こういうことを強く一つ要望して置いて、まあお忙しいやうですから私の質問は打ち切ります。

○竹下豊次君 先程労働省関係の政府委員にお尋ねいたしましたけれども、満足する答を得ることができませんでした。大体同じことになりましたけれども、安本長官にお尋ねしたいのです。それは、この民間企業の整理による失業者がどのくらい出るか。又いつ頃どの地方にどのくらい出るかという予測は、今急にお付けになるといふことはむずかしいことであるとは思つたのですが、併し行政整理によつての失業者は、これはもう政府の方でも余程初めから大体の数字は発表されておられますが、新聞にそれが初めて謳われてから以後にしても数ヶ月経つておるわけでありまして、初めはたまた二割天引とか、三割天引とかいふやうな、ほんの大體みでおやりになつたかも知れませんが、もう今日まで相当な期間も経過しておりますので、少くとも行政整理に関する部分だけについて想像しますと、東京地方で大方どのくらい、大阪地方でどのくらいということは、政府の方ではどうしても分つておられなければならない時期だろ

うと思つておられます。そういうしますと、民間企業のものは別にして、行政整理の分だけについては、政府としては今日においてどの方面にどういふ救済の事業を起すかというやうな具体的計画が立ち上つていなければならぬ。時期だと考えますが、併し労働省の政府委員の説明によりますと、どこでどのくらい整理があるものやら、いつ頃になるものやら労働省では分らないというやうな答へでありましたので、私共としては政府としてのお答を得たいと思つておられますから、責任のある方面と連絡をお取りになつて後でお答を願ひたい。こういつてお願いしたのであります。大臣が幸ひこれにお見えになりましたので、重ねてお願いする次第であります。私などの考えによりますと、行政整理については行政整理着手の時期もその期間も、そしてその数も大體見当を付けておりましたやうし、一方民間の企業整備による失業というものは先程申しますやうに、今やよつと見当が行政整理におけるよりはつきりしにくいという事情があるのみならず、大方その前者の方は九月頃には片が付く。併し他の方はその後がうんと出て来るというやうなことで、時期のずれがあるというところは失業者を救ふ計画を立てるにあつた方のお立場としても惠まれておる。又救われる立場にある人達もそこに時期のずれがあることは大変都合ではないかと思つて、先程労働省の方の説明によりますと、何

だか民間の失業者が出た後で直ちに大々的に徹底した計画を立てようというやうなことがあるのではないかと想像するのであります。若しその想像が當るとすれば、先に失業しました行政官吏達を、後で出て来る民間の企業整備による失業者と一緒に救済しようというやうな考えだとすれば、それは徒らに救済を延引するのであつて、親切氣のない政策のように思ひます。こういうふうに思ひますので、成るべく早くその部分だけでも着手して頂いた方が却つて人助けになるし、政府として、先程お尋ねしたわけでありましたが、安本長官に御答弁を願ひたいのであります。

○國務大臣(青木孝義君) 只今の御質問御尤もでございます。私共もその点を考慮いたしまして、政府におきましても内閣で失業対策審議会というものを作りまして、大體人員も決まりましたから、近日発表になると思ひます。新聞には出ておりましたが、これは新聞に発表になつておらんかと思ひます。そこで行政整理のことでありまして、最初岩本案は五十七万八千人というところが新聞などに出ておりました。ところがその後いろいろやつておりますうちに、大體今日あたりも、実はその問題が閣議にかかつてゐるのでございます。各省設置法というものが一應纏まりまして、そこで人員の方にかかつてゐるわけでありまして。そういういたしますと、恐らくこれまでに説明されてゐると思ひますが、一般会計において三割、それから現業が、これが二割というやうな原則で三十万ぐらいの行政整理が行われるのではないかというこ

ですがよろしいですか。……失業者にこの就労の機会を與えるという点で公共事業体が從來の方針で進むということは、これは分るが、それでは今後尙多數流出するであろうところの失業者を吸収することが一番だ、そのために失業対策事業というものが今日労働省を主管によつて太体行われるのです。そうなる場合においては、公共事業体と公共事業の施行と、相当性格が變つて來なければならぬと思うのです。例えば多く勞力を使用するとか、或いは、例えは失業者に就労の機会を與えるということは優先的になるのです。公共事業体と大分性格が變つて來なければならぬのです。ところが公共事業で一つの枠を作られて、非常に狭い範圍に考えられるような行き方では、實際に失業者の救済ということが、緊急に行われない場合が多々あるのです。その点で例えは中央の事業においては安本との連絡が、労働大臣が相当早くやられるから非常に結構だと思つてございしますが、地方における失業者の救済のためには起された失業救済事業というものが、そう中央と連絡したり、又相當安本の容縁があつてやるようなことでは失業者の救済には何らの効をなさないと思つのです。さような点で相當失業対策事業だけは特殊の行き方を持つて行かなければならぬ。こう思うのですが、長官もやはり同感でしようか、どうか、ちよつとお尋ねして置きたいのですが。

○國務大臣(青木孝義君) 勿論これははるかに、我々の方は今申上げたようにに全体的に亘つて考えるというより、總合的な立場を取りますが、労働省或いは労働大臣として拙速にです。

失業者を何とか処理して行かなければならぬ、そういうことであります。で、やはりこの労働大臣がいかに計画を立てられて、その事態に即断するような処置を取って行くということが適当であつて、公共事業として公共事業費の中に関係のあるような仕事、そういうものについて我々の方では、これを考へて行くということに結局はいんじやないかということになると思ひますが、ともかくもこの労働省といふものが労働者、この労働関係プロパーのものとして存在いたします限り、この方面で先ず第一にそういう計画を立てられて、失業者に対する対策を執行するといふことがいんじやないかと思ひます。

○門屋盛一君 安本長官にもう一つ伺ひますが失業者対策審議会ができて、又あなたを新聞で見たと思ひますが、又あなたのおつしやつたのであります、これはどういふ性格のもので今どういふふうになつておりますか。

○國務大臣(青木孝義君) 大体衆議院、それから参議院の方ですね。議員の方が委員になつて、そうして民間の実際家と言ひますか、学識経験を持つた方々とか、そういうような方々に参画して頂いて委員になつて頂いてそれで構成された委員会であつて失業者対策を審議して行くという、こういうことになつております。

○門屋盛一君 まだ決まつていないですね。

○國務大臣(青木孝義君) いや殆んど決つてゐるのです。閣議で。

○門屋盛一君 そうするとこれはやはり別の問題になるのですが、先程来竹

下委員が言われておりますので、それから他の委員も言われておる様に失業者が出ることは分つておりますから、その失業者が、出てから後に労働省と安本の間であつて、これを行つておつては、僕は間に合はんと思ふ。それで審議会といふものが早く発足を遂げて、失業者が何ぼ、どこそこに出たらどういふふうにするかといふことを、そういうふうな企画だけを予め決めて置くといふんです。それで東京附近に多く出たら東京附近の事業をやつて、北海道に出たら北海道をやつて、企画だけは一應決めて置かないと、日本には悪い癖があつて、陳情といふのがあり、我々も頼まれてその陳情のお先棒を担いだこともありすが、失業者が出るというふうなさいと思ひます。こういう失業者の対策、つまり職を與えるといふことは、はつきりしてゐるんですから、こういう事業々々といふものを大体的に極秘にでもいから決めて置いて、さつと人間が使えるようにしないと、失業者の場合には、お前の方はまだ方針が決まらんからと言つて、六〇%乃至七〇%を貰つて待つてゐるというのではなかつて、苦しいわけですね。それで先程竹下委員の言われましたように、できることならばこの失業保険の金は使つて済むように政策を進めて置いて、まだいかにひどくなつて来た場合にこれを使うようにしないと、まあ今回の場合は五ヶ年計画等であるといふことをお考えになつておるといふことを私は大体知つておつたんですが、今回いろいろな情勢でこ

ういふふうには追込まれたといふこともまあ推察は申上げますけれども一應の行き方としては保険で以て食い繋いで置いて、その間に計画を立てるようにするより仕方がないところに追い込まれたけれども、一日も早く取返して、審議会ができてから、審議会を本場に有効な審議会にして頂かないと、まあ、噂に上つておるような民自党の不平等を養つて見たいものだと思つたら、本場の審議会はできないのぢやないかと思つておられます。これも苦いこと言ひついでに御忠告申上げて置きたいと思ひます。

○委員長(山田節男君) 青木安本長官に御質問ございせんか。

○竹下豐次君 失業者対策についての主管大臣の問題ですが、私など今まではこういうふうな考へておりました。これはもう当然労働大臣の責任の問題である。併し労働大臣が自分で仕事をすることはできない。仕事といふのは事業関係のことですね。外の言葉で言うならば、そういう方面の予算も持たないのです。それで何百万出ようとも、それに與えるだけの準備を具体的にできない。これは労働大臣だけの力ではできない。それを大蔵省なり、或いは安本の方に相談をかけて、できるだけの費用も分けて貰つてその対策を講ずるといふことは、これはもう当然労働大臣の責任である。それで若し必要な金を貰ふことができなかった、それがために非常に失業者が苦しい立場に置かれたといふようなことがあつたとすれば、それは主として労働大臣の責任であり、安本長官なり大蔵大臣は第二次の立場にあるべきものぢやないかと思ふ。こういうふうな私共は考へておりますから、先程の長官のお答えて、あそこにははつきりしなかつたやうであ

りますけれども、今お答へを頂かんでもよろしいのでございませうけれども、実は我々議員の立場としましては、これに類する、どこに一つ持つて行つた方がいいのかというやうなことが、はつきりしないことがちよいと起つて來るのであります。その一つの原因がここに明らかに現れて、私は意外に思つた次第なのであります。

○國務大臣(青木孝義君) 御承知のやうに、今回のように特に行政整理を行つて、行政整理は御承知のやうに非常にむづかしいので、なか／＼從來も成功しなかつた、こういう点でいろいろな点で配慮をいたしておりましたために多少遅れておりますけれども、これを執行するといふことは挙げて内閣の責任でございまして、失業者対策の問題もひたひた労働大臣が責任を以てやるというだけのことはなくて、やはり内閣全体としてこれは責任を以てやるということでありまして、その点については労働大臣が主として責任を負うけれども、後の関係とか、安本とか、大蔵は余り責任を負わないのだといふやうな建前ではなしに、これはもう内閣全体の責任としてこれは考へるというやうなことも、現にこの閣議あたりでもたびたびそういうことを言つておるのですから、事実そういう態度でやつて行きたいと思ひます。

○竹下豐次君 つまり一蓮託生、昔のはやり言葉で言へば、その言葉の綾でこれは結構でありますけれども、さればと言つて主管大臣を決めるか決まぬかといふことは、これは別だと思ひます。主管大臣の権限から取上げて内閣全体が同じ責任を負うのだといふやうな、又特別の組織でもできれば別

でありますけれども、併しそれが限らず主管大臣は主管大臣としてその中心の責任を負う、外の人も責任を負わなければならないけれども、主管大臣が一番責任を負うといふうらみのけじめがないと、私は却つて話に纏まりにくい、仕事もなか／＼やりにくいといふやうに考へますので、質問したり何かするの非常に困る、どこに責を持つて行つてよいのか、あつちへ行つても分らない、こつちへ行つても分らないといふことで非常に困ります。又組織も違つておられます。各大臣の任命を總理大臣がやるというところで元と違つておりますけれども、そういう点を考慮しなければならぬと思ひます。お氣持はよく分つて、これは御尤もと思ひますけれども、制度としては又別のことだと思ひますから、その点を再考慮願ひたいと思ひます。

○國務大臣(青木孝義君) その点は、御承知の通り今おつしやつたやうに總理大臣を中心としてやつておりますといふことで、ちよつとこの審議会につきましては、内閣直屬にするといふことで、四つの委員会を置くといふことで、いずれも内閣直屬にするといふことでやつております。さういふわけでございますから、その点は御心配を頂くやうな結果にならんやうに、何とか内閣全体として纏めて行くことができるのぢやないかと思つております。

○竹下豐次君 審議会のことについてお尋ねしたいのでありますが、今日お尋ねする場合はなかつたのでありますけれども、出ましたから……ちよつと耳に差込んでおりますことは、北海道開拓の委員会であるとか、失業者対策

の委員会であるとか、新聞に出たところ三つばかりございましたね、政府の方では委員会は余りこう重く見ておられないという言葉を使つては當つておりませんが、意見があつたらその方から聴こうというくらいに軽く考えておられる、議員がそれを兼務する場合に国会法の三十九條による承認を求めるといふような手続もお取りにならずに、比較的軽くお取扱ひになるような計画だということも承わつておりますが。

○國務大臣(青木孝義君) そうじやありません。それはこういう時期ですから成るべく経費を使わないということが第一、金のかかるような委員会を作らない、そう言ふと少しおかしいのでありますけれども、費用もかからない、而も内閣におきまして、そうして効果のある委員会を置きたいということでありまして、そうしてそれを軽く從來のごとく申訳に作る、從來そういうものがあつたと思ふのであります。そういう考えではございません。その点ははつきりと申上げて置きます。

○原虎一君 私は一つ安本長官にお伺いしたいのでありますが、行政整理による失業者というのは数は決まらませんが、相当に出るというところはこれは明らかであります、同時に経済九原則による経済界のいろ／＼な動搖と言いますか、そういう点から可なり失業者が出ることは申すまでもないのであります。従つて簡単に申しますれば、経済九原則遂行のために起きて來るところの経済變動、それから生れる失業者、いわゆる吉田内閣におきましては、経済九原則を遂行するに当然起きて來る失業問題というものが、経済上

総合施策の中に織込まれて行かなければならぬと思ふのであります。これが今まではつきり説明がなくて、部分的に失業保険の一部改正であるとか、或いは緊急失業対策法であるとか、こういうものができた。ただに私が一つこの考へて見まして、この緊急失業対策をやります前におきまして、一体そういう事業はやはり生産増強に向けなければなりません。從來のように失業者に或る程度の手当を支給して消費的な仕事でもありますれば、消費的の方面の仕事でも構わない、ただ失業者を救済するという立場から施策を立てれば、それでもよかつたのであります。増産という建前の上に失業者をできるだけ就業させて行かなければならぬ。そういったしますれば資材というものもが許されております。クレジットが許されて資材との關係、例えばセメントは飢餓輸出をせなければならぬというふうな状態を續けて行きますならば、電氣の電源開発も困難になつて、その方へ失業者を向けるわけに行かない。こういう点から考えますときに、やはり経済九原則遂行のために失業対策というものは大きな総合的な計画の中に入れなければならぬ。これが吉田内閣においてなされてないもので、つまり一應失業者が出來て來るのだという程度で、應急対策のものが一、二法案ができて來たと思ふのであります。安本でこの総合計画の中に失業問題をどう立てて行くかというのを次回においてでも御説明を願いたいと思ひます。そうして審議會なんというものでそれがなされるべきものでは、もうすでに遅いのであります。安本自身が、昭和二十四年度の計画の中に織込まれ

ていなければならぬものが明確でないから、私共は不安心なのであります。どうかそういう点を十分に、次回の委員会、その次の委員会でもよろしくございまして、確乎たる失業対策をどれだけ持つてゐるかということを御説明願ひたいと思ひます。今日の私の質問はこれで打切つて置きます。

○委員長(山田節男君) 外に御質問ございせんか……。それでは本日の労働委員会はこれで以て散会いたします。

午後四時三十二分散会
出席者は左の通り。

委員長 山田 節男君
理事 一松 政二君
平野 善治郎君
早川 慎一君

委員 原 虎一君
村尾 重雄君
門屋 盛一君
竹下 豊次君
水橋 藤作君
中野 重治君

國務大臣 労働大臣 鈴木 正文君
青木 孝義君

政府委員 労働政務次官 宿谷 榮一君
労働事務官(職業安定局長) 齋藤 邦吉君
経済安定本部(建設局長) 雨森 常夫君
経済安定本部(労働局長) 石井 通則君

説明員 労働事務官(職業安定局失業対策課長) 海老塚政治君

昭和二十四年五月十七日印刷

昭和二十四年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局